

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	飯塚市 私立幼稚園実費徴収に係る補足給付費補助金 交付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

飯塚市長

公表日

令和5年9月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	飯塚市 私立幼稚園実費徴収に係る補足給付費補助金交付事務
②事務の概要	幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、認定こども園・保育園・幼稚園(給付費移行)の利用者との公平の観点から、従来制度幼稚園の利用者(対象:年収360万円未満相当世帯子ども及び第3子以降の子ども)について、副食費の実費徴収に係る補足給付を行うもの。
③システムの名称	教育システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
申請者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成28年条例第37号)第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14項 番号法第19条第14項に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 保育課
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1314・1315)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 保育課 保育給付係 住所:飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1043)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月25日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子育て支援課長 田原 洋一	子育て支援課長 鈴木 夏實		
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子ども・健康部 子育て支援課 子育て支援課長 鈴木 夏實	福祉部 子育て支援課 子育て支援課長 山本雅之		
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	こども健康部 子育て支援課 総務係 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1112)	福祉部 子育て支援課 保育給付係 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1112)		
平成29年5月8日	7. 特定個人情報の開示・訂正利用停止請求	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1221・1222)	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500(内線1314・1315・1316)		
令和1年6月18日	様式変更による改訂				
令和2年2月6日	II 3 重大事項	発生なし	発生あり		
令和3年2月6日	II 4 重大事項	発生あり	発生なし		
令和4年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	子育て支援課 子育て支援課長 林 利恵	保育課 保育課長		組織変更によるもの
令和4年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	こども健康部 子育て支援課 保育給付係 電話番号: 0948-22-5500(内線1112)	こども健康部 保育課 保育給付係 電話番号: 0948-22-5500(内線1043)		組織変更によるもの
令和4年7月20日	しきい値判断項目 1対象人数及び2.取扱人数 いつ時点の計数か	令和元年6月26日時点	令和4年7月20日時点		組織変更によるもの
令和4年7月20日	表紙公表日	令和元年6月26日	7月20日		組織変更によるもの
令和4年7月20日	8. 監査	内部監査無し	内部監査あり		
令和5年2月7日	しきい値判断項目 1対象人数及び2.取扱人数 いつ時点の計数か	令和4年7月20日時点	令和5年2月7日時点		修正
令和5年2月7日	表紙	私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務	飯塚市 私立幼稚園実費徴収に係る補足給付費補助金交付事務		修正
令和5年2月7日	表紙個人	飯塚市は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	飯塚市は、私立幼稚園実費徴収に係る補足給付費補助金交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。		修正
令和5年2月7日	事務の名称	私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務	私立幼稚園実費徴収に係る補足給付費補助金交付事務		修正
令和5年2月7日	私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務	学校教育法に基づき設置された私立幼稚園(子ども・子育て支援法第31条の規定による確認を受けた私立幼稚園を除く)の設置者に対し、私立幼稚園就園奨励費補助金を交付することにより未就園幼児の幼稚園就園奨励と保育料の保護者負担を軽減する。	幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、認定こども園・保育園・幼稚園(給付費移行)の利用者との公平の観点から、従来制度幼稚園の利用者(対象:年収360万円未満相当世帯子ども及び第3子以降の子ども)について、副食費の実費徴収に係る補足給付を行うもの。		修正
令和5年2月7日	公表日	令和4年7月20日時点	令和5年2月7日時点		
令和5年2月24日	請求先内線番号	1221・1222	1314・1315		修正
令和5年2月24日	4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する		修正
令和5年8月10日	しきい値判断項目 1対象人数及び2.取扱人数	令和5年2月7日時点	令和5年8月1日時点		修正